● これで申告書付表は完成しました。完成した申告書付表を確認しましょう。

付表1−2　税率別消費税額計算表　兼　地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一　般

課税期間	平成31・1・1 ～ 令和元・12・31	氏名又は名称	

区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額	①	円 000	円 000	② 13,888 000 円	※付表1-1の①X欄へ 13,888 000 円
①の内訳 課税資産の譲渡等の対価の額	①−1	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ ① 13,888,888	※付表1-1の①-1X欄へ 13,888,888
①の内訳 特定課税仕入れに係る支払対価の額	①−2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑤欄へ	※付表1-1の①-2X欄へ
消費税額	②	※第二表の⑨欄へ	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑪欄へ ③ 874,944	※付表1-1の②X欄へ 874,944
控除過大調整税額	③	(付表2-2の㉑-㉓A欄の合計金額)	(付表2-2の㉑-㉓B欄の合計金額)	(付表2-2の㉑-㉓C欄の合計金額)	※付表1-1の③X欄へ
控除税額 控除対象仕入税額	④	(付表2-2の㉓A欄の金額)	(付表2-2の㉓B欄の金額)	(付表2-2の㉓C欄の金額) ㉑ 720,416	※付表1-1の④X欄へ 720,416
控除税額 返還等対価に係る税額	⑤				※付表1-1の⑤X欄へ
控除税額 ⑤の内訳 売上げの返還等対価に係る税額	⑤−1				※付表1-1の⑤-1X欄へ
控除税額 ⑤の内訳 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤−2	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表1-1の⑤-2X欄へ
控除税額 貸倒れに係る税額	⑥				※付表1-1の⑥X欄へ
控除税額 控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦			720,416	※付表1-1の⑦X欄へ 720,416
控除不足還付税額 (⑦−②−③)	⑧		※⑪B欄へ	※⑪C欄へ	※付表1-1の⑧X欄へ
差引税額 (②+③−⑦)	⑨		※⑪B欄へ	※⑪C欄へ ㉔ 154,528	※付表1-1の⑨X欄へ 154,528
合計差引税額 (⑨−⑧)	⑩				
地方消費税の課税標準となる消費税額 控除不足還付税額	⑪		(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	※付表1-1の⑪X欄へ
地方消費税の課税標準となる消費税額 差引税額	⑫		(⑨B欄の金額)	(⑨C欄の金額) ㉗ 154,528	※付表1-1の⑫X欄へ 154,528
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫−⑪)	⑬		※第二表の㉛欄へ	※第二表の㉛欄へ 154,528	※付表1-1の⑬X欄へ 154,528
譲渡割額 還付額	⑭		(⑪B欄×25/100)	(⑪C欄×17/63)	※付表1-1の⑭X欄へ
譲渡割額 納税額	⑮		(⑫B欄×25/100)	(⑫C欄×17/63) ㉘ 41,698	※付表1-1の⑮X欄へ 41,698
合計差引譲渡割額 (⑮−⑭)	⑯				

付表1−1　税率別消費税額計算表　兼　地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一　般

課税期間	平成31・1・1 ～ 令和元・12・31	氏名又は名称	

区分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額	①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 13,888 000	円 ⑤ 2,314 000	円 ⑧ 2,272 000	※第二表の①欄へ 円 18,474 000
①の内訳 課税資産の譲渡等の対価の額	①−1	(付表1-2の①-1X欄の金額) 13,888,888	※第二表の③欄へ ④ 2,314,814	※第二表の⑥欄へ ⑦ 2,272,727	※第二表の⑦欄へ 18,476,429
①の内訳 特定課税仕入れに係る支払対価の額	①−2	(付表1-2の①-2X欄の金額)	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑧欄へ
消費税額	②	(付表1-2の②X欄の金額) 874,944	※第二表の⑤欄へ ⑥ 144,393	※第二表の⑨欄へ ⑨ 177,216	※第二表の⑪欄へ 1,196,553
控除過大調整税額	③	(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の㉑-㉓D欄の合計金額)	(付表2-1の㉑-㉓E欄の合計金額)	※第一表の③欄へ
控除税額 控除対象仕入税額	④	(付表1-2の④X欄の金額) 720,416	(付表2-1の㉓D欄の金額) ㉒ 70,488	(付表2-1の㉓E欄の金額) ㉓ 136,854	※第一表の④欄へ 927,758
控除税額 返還等対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額)			※第二表の⑫欄へ
控除税額 ⑤の内訳 売上げの返還等対価に係る税額	⑤−1	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)			※第二表の⑬欄へ
控除税額 ⑤の内訳 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤−2	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑭欄へ
控除税額 貸倒れに係る税額	⑥	(付表1-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑤欄へ
控除税額 控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	(付表1-2の⑦X欄の金額) 720,416	70,488	136,854	※第一表の⑦欄へ 927,758
控除不足還付税額 (⑦−②−③)	⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※⑪E欄へ	※⑪E欄へ	
差引税額 (②+③−⑦)	⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額) 154,528	※⑪E欄へ ㉕ 73,905	※⑪E欄へ ㉖ 40,362	268,795
合計差引税額 (⑨−⑧)	⑩				※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ 268,795
地方消費税の課税標準となる消費税額 控除不足還付税額	⑪	(付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)	
地方消費税の課税標準となる消費税額 差引税額	⑫	(付表1-2の⑫X欄の金額) 154,528		(⑨D欄と⑨E欄の合計金額) ㉙ 114,267	268,795
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫−⑪)	⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額) 154,528		※第二表の㉛欄へ 114,267	※マイナスの場合は第一表の㉔欄へ ※プラスの場合は第一表の㉕欄へ ※第二表の㉛欄へ 268,795
譲渡割額 還付額	⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑪E欄×22/78)	
譲渡割額 納税額	⑮	(付表1-2の⑮X欄の金額) 41,698		(⑫E欄×22/78) ㉚ 32,229	73,927
合計差引譲渡割額 (⑮−⑭)	⑯				※マイナスの場合は第一表の㉙欄へ ※プラスの場合は第一表の㉚欄へ 73,927

付表2−2　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一　般

課税期間	平成31・1・1 ～ 令和元・12・31	氏名又は名称	

項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)
課税売上額（税抜き）	①	円	円	円 13,888,888	※付表2-1の①X欄へ 円 13,888,888
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額（①＋②＋③）	④				(付表2-1の④F欄の金額) 18,476,429
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額（⑤＋⑥）	⑦				(付表2-1の⑦F欄の金額) 18,477,429
課税売上割合（④／⑦）	⑧				(付表2-1の⑧F欄の割合) [99%] ※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨			⑮ 12,350,000	※付表2-1の⑨X欄へ 12,350,000
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑨A欄×3/103)	(⑨B欄×4/105)	(⑨C欄×6.3/108) ⑯ 720,416	※付表2-1の⑩X欄へ 720,416
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表2-1の⑪X欄へ
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			(⑪C欄×6.3/100)	※付表2-1の⑫X欄へ
課税貨物に係る消費税額	⑬				※付表2-1の⑬X欄へ
納税義務の免除を受けない（受ける）ことなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑭				※付表2-1の⑭X欄
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮			720,416	※付表2-1の⑮X欄へ 720,416
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95％以上の場合 (⑮の金額)	⑯			720,416	※付表2-1の⑯X欄へ 720,416
課税売上高5億円超又は課税売上割合95％未満の場合 個別対応方式 ⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰				※付表2-1の⑰X欄へ
課税売上高5億円超又は課税売上割合95％未満の場合 個別対応方式 ⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑱				※付表2-1の⑱X欄へ
課税売上高5億円超又は課税売上割合95％未満の場合 個別対応方式 個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑰+(⑱×④／⑦))	⑲				※付表2-1の⑲X欄へ
課税売上高5億円超又は課税売上割合95％未満の場合 一括比例配分方式 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑮×④／⑦)	⑳				※付表2-1の⑳X欄へ
控除税額調整 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額	㉑				※付表2-1の㉑X欄へ
控除税額調整 調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉒				※付表2-1の㉒X欄へ
差引 控除対象仕入税額 〔(⑯、⑲又は⑳の金額)＋㉑＋㉒〕がプラスの時	㉓	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ ㉑ 720,416	※付表2-1の㉓X欄へ 720,416
差引 控除過大調整税額 〔(⑯、⑲又は⑳の金額)＋㉑＋㉒〕がマイナスの時	㉔	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の㉔X欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉕	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の㉕X欄へ

付表2−1　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一　般

課税期間	平成31・1・1～ 令和元・12・31	氏名又は名称	

項目		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税売上額（税抜き）	①	(付表2-2の①X欄の金額) 円 13,888,888	円 2,314,814	円 2,272,727	円 ⑩ 18,476,429
免税売上額	②				⑪
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額（①＋②＋③）	④				※第一表の⑤欄へ ※付表2-2の④X欄へ 18,476,429
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤				18,476,429
非課税売上額	⑥				⑫ 1,000
資産の譲渡等の対価の額（⑤＋⑥）	⑦				※第一表の⑥欄へ ※付表2-2の⑦X欄へ ⑬ 18,477,429
課税売上割合（④／⑦）	⑧				※付表2-2の⑧X欄へ ⑭ [99%] ※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨	(付表2-2の⑨X欄の金額) 12,350,000	⑰ 1,220,000	⑲ 1,930,000	15,500,000
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(付表2-2の⑩X欄の金額) 720,416	(⑨D欄×6.24/108) ⑱ 70,488	(⑨E欄×7.8/110) ⑳ 136,854	927,758
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	(付表2-2の⑪X欄の金額)	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫	(付表2-2の⑫X欄の金額)		(⑪E欄×7.8/100)	
課税貨物に係る消費税額	⑬	(付表2-2の⑬X欄の金額)			
納税義務の免除を受けない（受ける）ことなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑭	(付表2-2の⑭X欄の金額)			
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮	(付表2-2の⑮X欄の金額) 720,416	70,488	136,854	927,758
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95％以上の場合 (⑮の金額)	⑯	(付表2-2の⑯X欄の金額) 720,416	70,488	136,854	927,758
課税売上高5億円超又は課税売上割合95％未満の場合 個別対応方式 ⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰	(付表2-2の⑰X欄の金額)			
課税売上高5億円超又は課税売上割合95％未満の場合 個別対応方式 ⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑱	(付表2-2の⑱X欄の金額)			
課税売上高5億円超又は課税売上割合95％未満の場合 個別対応方式 個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑰+(⑱×④／⑦))	⑲	(付表2-2の⑲X欄の金額)			
課税売上高5億円超又は課税売上割合95％未満の場合 一括比例配分方式 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑮×④／⑦)	⑳	(付表2-2の⑳X欄の金額)			
控除税額調整 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額	㉑	(付表2-2の㉑X欄の金額)			
控除税額調整 調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉒	(付表2-2の㉒X欄の金額)			
差引 控除対象仕入税額 〔(⑯、⑲又は⑳の金額)＋㉑＋㉒〕がプラスの時	㉓	(付表2-2の㉓X欄の金額) 720,416	※付表1-1の④D欄へ ㉒ 70,488	※付表1-1の④E欄へ ㉓ 136,854	927,758
差引 控除過大調整税額 〔(⑯、⑲又は⑳の金額)＋㉑＋㉒〕がマイナスの時	㉔	(付表2-2の㉔X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ	
貸倒回収に係る消費税額	㉕	(付表2-2の㉕X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ	

● これまでに作成した申告書付表から消費税確定申告書（第一表･第二表）に転記します。

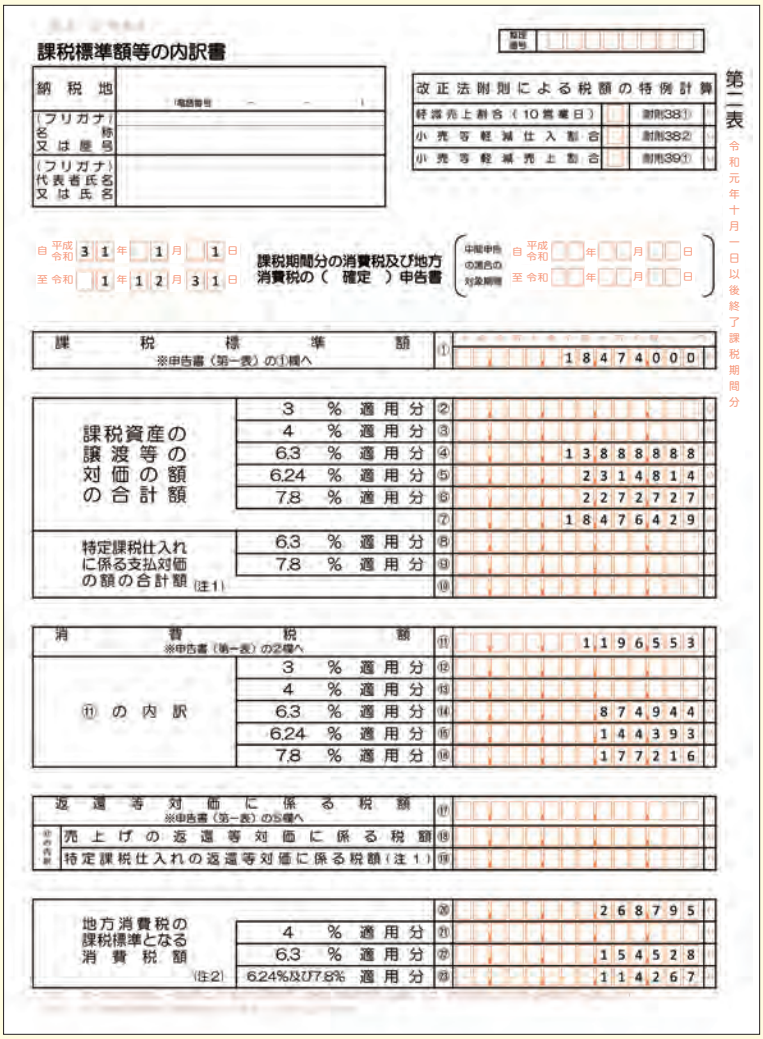

課税標準額等の内訳書　第二表

令和元年十月一日以後終了課税期間分

納税地	
（フリガナ）名称又は屋号	
（フリガナ）代表者氏名又は氏名	

改正法附則による税額の特例計算

経過売上割合（10営業日）		附則38①
小売等軽減仕入割合		附則38②
小売等軽減売上割合		附則39①

自 平成令和 31年 1月 1日　至 令和 1年 12月 31日　課税期間分の消費税及び地方消費税の（ 確定 ）申告書

課税標準額 ※申告書（第一表）の①欄へ		①	18474000
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②	
	4 % 適用分	③	
	6.3 % 適用分	④	13888888
	6.24 % 適用分	⑤	23148148
	7.8 % 適用分	⑥	22727227
		⑦	18476429
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額（注1）	6.3 % 適用分	⑧	
	7.8 % 適用分	⑨	
		⑩	
消費税額 ※申告書（第一表）の②欄へ		⑪	1196553
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫	
	4 % 適用分	⑬	
	6.3 % 適用分	⑭	874944
	6.24 % 適用分	⑮	144393
	7.8 % 適用分	⑯	177216
返還等対価に係る税額 ※申告書（第一表）の⑤欄へ		⑰	
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額（注1）	⑲	
		⑳	268795
地方消費税の課税標準となる消費税額（注2）	4 % 適用分	㉑	
	6.3 % 適用分	㉒	154528
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	114267

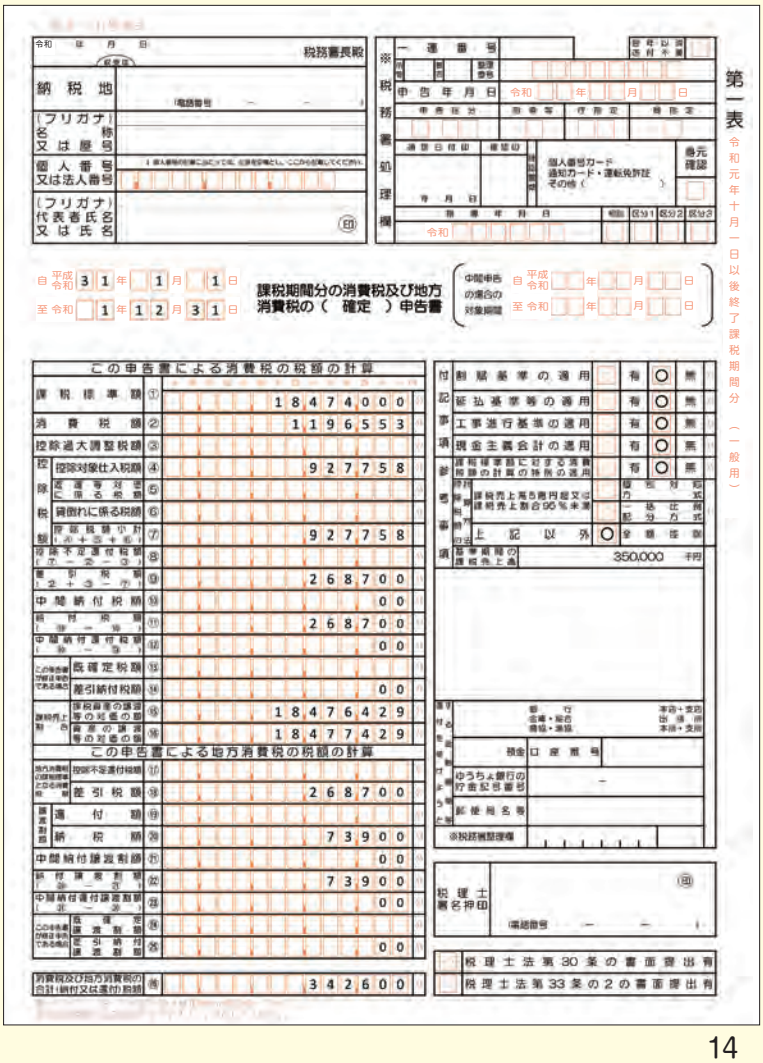

第一表

令和元年十月一日以後終了課税期間分（一般用）

令和　年　月　日　税務署長殿

納税地	
（フリガナ）名称又は屋号	
個人番号又は法人番号	
（フリガナ）代表者氏名又は氏名	

自 平成令和 31年 1月 1日　至 令和 1年 12月 31日　課税期間分の消費税及び地方消費税の（ 確定 ）申告書

この申告書による消費税の税額の計算		
課税標準額	①	18474000
消費税額	②	1196553
控除過大調整税額	③	
控除税額 控除対象仕入税額	④	927758
返還等対価に係る税額	⑤	
貸倒れに係る税額	⑥	
控除税額小計	⑦	927758
控除不足還付税額	⑧	
差引税額	⑨	268700
中間納付税額	⑩	00
納付税額	⑪	268700
中間納付還付税額	⑫	00
既確定税額	⑬	
差引納付税額	⑭	00
課税売上割合	⑮	18476429
資産の譲渡等の対価の額	⑯	18477429
この申告書による地方消費税の税額の計算		
控除不足還付税額	⑰	
差引税額	⑱	268700
還付額	⑲	
納税額	⑳	73900
中間納付譲渡割額	㉑	00
納付譲渡割額	㉒	73900
中間納付還付譲渡割額	㉓	00
既確定譲渡割額	㉔	
差引納付譲渡割額	㉕	00
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	342600

付記事項			
割賦基準の適用	有	○	無
延払基準等の適用	有	○	無
工事進行基準の適用	有	○	無
現金主義会計の適用	有	○	無
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	有	○	無
課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	個別対応方式 / 一括比例配分方式		
上記以外	○ 全額控除		
基準期間の課税売上高	350,000 千円		

還付を受けようとする場合	銀行 / 信金・組合 / 農協・漁協	本店・支店 / 出張所 / 本所・支所
	預金口座番号	
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	－
	郵便局名等	
	※税務署整理欄	

税理士署名押印	
	税理士法第30条の書面提出有
	税理士法第33条の2の書面提出有

〔転記対応表：申告書第二表〕

申告書第二表の記載項目			転記元項目等
課税標準額		①	付表1−1の①F欄
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3％適用分	②	付表1−2の①−1A欄
	4％適用分	③	付表1−2の①−1B欄
	6.3％適用分	④	付表1−2の①−1C欄
	6.24％適用分	⑤	付表1−1の①−1D欄
	7.8％適用分	⑥	付表1−1の①−1E欄
		⑦	付表1−1の①−1F欄
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額	6.3％適用分	⑧	付表1−2の①−2C欄
	7.8％適用分	⑨	付表1−1の①−2E欄
		⑩	付表1−1の①−2F欄
消費税額		⑪	付表1−1の②F欄
⑪の内訳	3％適用分	⑫	付表1−2の②A欄
	4％適用分	⑬	付表1−2の②B欄
	6.3％適用分	⑭	付表1−2の②C欄
	6.24％適用分	⑮	付表1−1の②D欄
	7.8％適用分	⑯	付表1−1の②E欄
返還等対価に係る税額		⑰	付表1−1の⑤F欄
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	付表1−1の⑤−1F欄
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑲	付表1−1の⑤−2F欄
地方消費税の課税標準となる消費税額		⑳	付表1−1の⑬F欄
	4％適用分	㉑	付表1−2の⑬B欄
	6.3％適用分	㉒	付表1−2の⑬C欄
	6.24％及び7.8％適用分	㉓	付表1−1の⑬E欄

〔転記対応表：申告書第一表〕

申告書第一表の記載項目			転記元項目等
課税標準額		①	申告書第二表の①欄
消費税額		②	申告書第二表の⑪欄
控除過大調整税額		③	付表1−1の③F欄
控除税額	控除対象仕入税額	④	付表1−1の④F欄
	還等対価に係る税額	⑤	申告書第二表の⑰欄
	貸倒れに係る税額	⑥	付表1−1の⑥F欄
	控除税額小計	⑦	付表1−1の⑦F欄
控除不足還付税額		⑧	付表1−1の⑩F欄（マイナスの場合）
差引税額（100円未満切捨て）		⑨	付表1−1の⑩F欄（プラスの場合）
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	付表2−1の④F欄
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	付表2−1の⑦F欄
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	付表1−1の⑬F欄（マイナスの場合）
	差引税額（100円未満切捨て）	⑱	付表1−1の⑬F欄（プラスの場合）
譲渡割額	還付額	⑲	付表1−1の⑯F欄（マイナスの場合）
	納税額（100円未満切捨て）	⑳	付表1−1の⑯F欄（プラスの場合）

5　中小事業者の税額計算の特例

軽減税率制度が実施される令和元年10月１日から一定期間、売上げ又は仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者※に対して、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられます。
特例計算の詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。

※　中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

6　個人事業者の方へ（消費税確定申告書の作成手順の変更）

個人事業者の方については、申告書の作成に便利な「課税取引金額計算表」、「課税売上高計算表」及び「課税仕入高計算表」を国税庁ホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。
これまでは、①「帳簿」等から「青色申告決算書」等を作成し、②「青色申告決算書」等から転記する等の方法で「課税取引金額計算表」等を作成、③これらの手順で消費税確定申告書を作成しておりました。
軽減税率制度実施後は、税率ごとに区分していない「青色申告決算書」等では「課税取引金額計算表」等が作成できませんので、区分経理された「帳簿」等から「課税取引金額計算表」等を作成することとなります。

※　令和２年１月に公開予定の国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、決算処理してから「課税取引金額計算表」に転記する内容を、画面の案内のとおりに入力すれば消費税確定申告書が作成できます。

7　簡易課税制度を適用している事業者の方へ

簡易課税制度とは、課税売上高から納付する消費税額を計算する制度です。
具体的には、課税期間における課税標準額に対する消費税額に、事業区分ごとに定められたみなし仕入率を掛けて計算した金額が仕入控除税額となります。したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はなく、課税売上高のみから納付する消費税額を算出することができます。
なお、売上げに係る記帳、決算及び課税売上げ等の計算については、このパンフレットに記載の区分経理（記帳）や一般課税での申告書の作成方法と同様の手順となります。共通する項目については 簡易共通 と記載していますので、参考としてください（申告書及び申告書付表の様式は、一般課税と簡易課税で異なります。）。
また、課税売上げについては、税率ごとの集計のほか、２種類以上の事業を営んでいる場合には、事業区分ごとの集計が必要となります。
簡易課税に係る制度及び申告方法の詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。

8　免税事業者の方へ

軽減税率制度の実施により、課税事業者が仕入税額控除を行うためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。他方、免税事業者は、自身の消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者との取引に際しては、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。
この点、軽減税率制度の実施前でも、免税事業者が課税事業者と取引を行う際には、必要に応じて取引先の仕入税額控除に必要な請求書等の交付が求められる場合があるように、軽減税率制度実施後についても、課税事業者に対して飲食料品等を販売する際には、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」等の記載のある区分記載請求書等の交付を求められることがあります。

《軽減税率制度の実施により、請求書等に追加して記載すべき事項》

①　軽減税率対象品目である旨
②　税率の異なるごとに合計した税込金額

※　免税事業者は、課税資産の譲渡等に課される消費税がないことから、請求書等に「消費税額」等を表示して別途消費税相当額等を受け取るといったことは、消費税の仕組み上、予定されていません。

軽減税率制度に関するお問合せ先【消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）】

フリーダイヤル 0120－205－553（又は 0570－030－456（有料））【受付時間】９：00～17：00（土日祝除く）
上記の各ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「３」を選択いただいても（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「１」になります。）、軽減コールセンターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。

軽減税率対策補助金等に関するお問合せ先【軽減税率対策補助金事務局】

フリーダイヤル 0120－398－111　【受付時間】９：00～17：00（土日祝除く）
ＵＲＬ http://kzt-hojo.jp

消費税価格転嫁等に関する相談対応【消費税価格転嫁等総合相談センター】

専用ダイヤル 0570－200－123　【受付時間】９：00～17：00（土日祝除く）
メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。　ＵＲＬ http://www.tenkasoudan.go.jp